

新：施設工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p data-bbox="359 716 991 779">施設工事共通仕様書</p> <p data-bbox="448 1234 908 1297">2024年07月</p>  <p data-bbox="468 1461 899 1562">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1581 716 2214 779">施設工事共通仕様書</p> <p data-bbox="1670 1234 2131 1297">2024年04月</p>  <p data-bbox="1685 1461 2116 1562">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2742 163 2801 191">変更</p>

新：施設工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
第1編 総則	第1編 総則		
<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(10)健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号） (13)出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号） (15)道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号） (16)道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号） (22)港湾法（令和4年11月改正 法律第87号） (40)電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号） (41)消防法（令和5年6月改正 法律第58号） (43)建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号） (63)厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号） (68)所得税法（令和5年6月改正 法律第44号） (70)船員保険法（令和5年5月改正 法律第31号） (72)電波法（令和4年12月改正 法律第93号） (75)農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号） (76)毒物及び劇物取締法（令和5年5月改正 法律第36号） (80)個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号） (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和5年6月改正 法律第58号）</p>	<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(10)健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号） (13)出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号） (15)道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号） (16)道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号） (22)港湾法（令和4年3月改正 法律第7号） (40)電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号） (41)消防法（令和3年5月改正 法律第36号） (43)建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号） (63)厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号） (68)所得税法（令和4年6月改正 法律第71号） (70)船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号） (72)電波法（令和4年6月改正 法律第70号） (75)農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号） (76)毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号） (80)個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号） (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和2年6月改正 法律第42号）</p>	<p>諸法令の改正反映</p>	<p>（略）</p> <p>変更</p>
<p>1.1.12 受任者または下請負人の通知</p> <p>受注者は、契約書第7条に基づき主任監督員が受任者または下請負人の通知の請求をした場合は、下請負人(受任者)通知書を提出しなければならない。</p>	<p>1.1.12 受任者または下請負人の通知</p> <p>受注者は、契約書第7条に基づき総括監督員が受任者または下請負人の通知の請求をした場合は、下請負人(受任者)通知書を提出しなければならない。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、打合せ簿等により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p>	<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</p> <p>(2-1) 主任技術者（電気工事）</p> <p>専任の主任技術者については、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定のうち、1級電気工事施工管理技士（大規模で無い場合：2級電気工事施工管理技士）に関する検定種目に合格した者</p> <p>ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者</p> <p>ハ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項の規定による第1種電気工事士免状</p>	<p>(2-1) 主任技術者（電気工事）—(電気通信工事)—</p> <p>専任の主任技術者については、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定のうち、1級電気工事施工管理技士（大規模で無い場合：2級電気工事施工管理技士）に関する検定種目に合格した者</p> <p>ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者</p> <p>ハ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項の規定による第1種電気工事士免状</p>	<p>誤記の修正</p>	<p>削除</p>

新：施設工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>の交付を受けた者又は同項の規定による第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>ニ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の規定による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第2項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であつて、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p>	<p>の交付を受けた者又は同項の規定による第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>ニ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の規定による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第2項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であつて、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p>		
<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等 (2-2) 主任技術者（電気通信工事） 専任の主任技術者については、次のいずれかに該当する者であること。 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定のうち、1級電気通信工事施工管理技士に関する検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者 ハ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第46条3項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者 ニ 建設業法第7条第2号イで定める者（電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。） ホ 建設業法第7条第2号ロで定める者、かつ、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者</p>	<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等 (2-2) 主任技術者（電気通信工事） 専任の主任技術者については、次のいずれかに該当する者であること。 イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者 ロ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第46条3項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者 ハ 建設業法第7条第2号イで定める者（電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。） ニ 建設業法第7条第2号ロで定める者、かつ、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者</p>	<p>電気通信工事施工管理技士を電気通信工事の主任技術者要件に追加</p>	<p>追加</p>
<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等 (3-1) 監理技術者（電気工事）（電気通信工事） 建設業法26条第2項に規定する技術者であり、技術資料の提出時に監理技術者資格者証（電気工事）（電気通信工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>	<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等 (3-1) 監理技術者（電気工事） 建設業法26条第2項に規定する技術者であり、技術資料の提出時に監理技術者資格者証（電気工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>	<p>電気通信工事施工管理技士を電気通信工事の監理技術者要件に追加</p>	<p>追加</p>

新：施設工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者（標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する施工管理技術者をいう。）を定め、当該工種の着手前に、経歴書等を添付して打合せ簿等にて提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p>	<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者（標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する施工管理技術者をいう。）を定め、当該工種の着手前に、専任技術者選定通知書を提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.24 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者または現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10 日以内に、発注者または監督職員に異議申立てをすることができる。現場代理人が監督職員に申し立てる場合は、打合せ簿にて申し立てを行う。</p> <p>2 前項の異議申立てがあったときは、発注者または監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者または現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前 2 項の異議申立てをしたときであっても、1.1.25 により監督職員が工事の中止を指示したときを除き、工事の全部または一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者または現場代理人が、異議申立てを第 1 項に定める期間内に監督職員にしなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	<p>1.1.24 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者または現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10 日以内に、発注者または監督職員に異議申立書を提出することができる。</p> <p>2 前項の異議申立書の提出があったときは、発注者または監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者または現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前 2 項の異議申立書を提出したときであっても、1.1.25 により監督職員が工事の中止を指示したときを除き、工事の全部または一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者または現場代理人が、異議申立書を第 1 項に定める期間内に監督職員に提出しなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.30 部分使用</p> <p>1 部分使用の請求及び承諾</p> <p>(1)発注者が契約書第 34 条第 1 項の規定により工事目的物の全部または一部を使用しようとするときは、打合せ簿により受注者に承諾を求めることができる。</p>	<p>1.1.30 部分使用</p> <p>1 部分使用の請求及び承諾</p> <p>(1)発注者が契約書第 34 条第 1 項の規定により工事目的物の全部または一部を使用しようとするときは、「部分使用承諾請求書」により受注者に承諾を求めることができる。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.31 保険の付保及び事故の補償</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書の写しを、工事請負契約締結後 1 か月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則 40 日以内)に提出しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。</p> <p>4 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	<p>1.1.31 保険の付保及び事故の補償</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書の写しを、工事請負契約締結後 1 か月以内に提出しなければならない。</p>	<p>法令等の改正反映（「【事務連絡】210929_建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」の反映）</p>	<p>追加</p>

新：施設工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.1.38 建設副産物</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>4 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>6 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>8 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>9 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>10 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>11 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>12 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>	<p>1.1.38 建設副産物</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>	<p>法令等の改正反映（「【事務連絡】240428_資源有効利用促進法の省令の改正に伴う再生資源利用促進計画の変更について」の反映）</p>	<p>追加</p>
<p>1.1.46 石綿使用の有無</p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p>		<p>法令等の改正反映（「【事務連絡】220119_「石綿事前調査結果報告システムのユーザーテストの実施に係る周知等への協力依頼について」について（周知）」の反映）</p>	<p>追加</p>

新：施設工事共通仕様書（2024年7月）	旧：施設工事共通仕様書（2024年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>1.4.2 実施工程表</p> <p>2 受注者は、工事工程に変更が生じたときには、前項の規定に基づき変更実施工程表を作成し、施工計画書の変更を行う前に監督職員の承諾を得なくてはならない。</p>	<p>1.4.2 実施工程表</p> <p>2 受注者は、工事工程に変更が生じたときには、前項の規定に基づき変更実施工程表を作成し、変更施工計画書を提出する前に監督職員の承諾を得なくてはならない。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.4.3 施工計画書</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前にその都度、当該箇所について提出した施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>1.4.3 施工計画書</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.4.7 作業計画書</p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、提出した作業計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等のその変更内容を記した履歴簿を添付すること。</p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p>4 提出した作業計画書の内容を施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を施工計画書に差し込むこと。</p>	<p>1.4.7 作業計画書</p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p>4 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>1.5.13 交通事故発生時等の協力業務</p> <p>工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇または、誤進入者や落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1)非常電話、無線等などによる交通管制室への通報</p> <p>(2)発炎筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3)負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p> <p>(4)誤進入に対して、ハンドマイク等により注意を促す場合、可能な限り道路端に寄るよう注意し、誤進入者の安全が確保できた場合は、警察又は交通パトロールカーが到着し、保護するまで監視する。</p>	<p>1.5.13 交通事故発生時等の協力業務</p> <p>工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇または、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1)非常電話、無線などによる通報</p> <p>(2)発炎筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3)負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p>	<p>道路清掃業務共通仕様書（2024年7月）の反映</p>	<p>追加</p>
<p>2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 受注者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、材料使用承諾の申請に関する打合せ簿を提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、材料使用承諾の申請に関する打合せ簿の提出にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、材料使用承諾の申請に関する打合せ簿は不要とする。</p>	<p>2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 受注者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、材料使用承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、材料使用承諾申請書の提出にあたっては、使用する機材の品質を証明する資料、試験成績表、規格証明書等必要な資料を添付しなければならない。成分、品質、性能等を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>
<p>2.1.4 機材の検査（電気工事）</p> <p>3 工場立会検査</p> <p>ロ 受注者は、「工事機材検査実施手順書」を主任監督員に提出し、工場立会検査に監督職員の臨場の有無について確認する。受注者は工場立会検査において監督職員が臨場する場合は立会検査の事前に工事材料検査請求に関する打合せ簿に製造業者の製品検査成績書を添付し主任監督員に提出しなければならない。</p>	<p>2.1.4 機材の検査（電気工事）</p> <p>3 工場立会検査</p> <p>ロ 受注者は、「工事機材検査実施手順書」を主任監督員に提出し、工場立会検査に監督職員の臨場の有無について確認する。受注者は工場立会検査において監督職員が臨場する場合は立会検査の事前に「工事材料検査請求書」を製造業者の製品検査成績書を添付し主任監督員に提出しなければならない。</p>	<p>工事関係様式集 改訂の反映</p>	<p>変更</p>